

市議会3月定例会

提案された主な議案

条例等

後期高齢者医療に関する条例の制定

市が行う後期高齢者医療の事務について、法令および福島県後期高齢者医療広域連合に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

優良めん羊導入事業基金条例の制定

優良な種雄羊および繁殖用



雌羊の確保を図り、めん羊飼養促進と農業所得の向上に寄与することを目的に基金を造成するものです。

特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定

中心市街地の活性化を図ることを目的に、都市計画法で定める特別用途区域内での大規模集客施設の建築を制限しようとするものです。

生活道路舗装事業費分担金徴収条例の制定

生活道路舗装事業について、合併協定では「合併後3年以内を目標に地元負担制度の存続も含めて検討する。」とされ、見直しを行った結果、事業を基本的に維持し、対象区域を全市に拡大するなど、条例の全面改正を行うものです。

議会議員の報酬等に関する条例の一部改正・常勤の特別職の給与の支給等に関する条例

及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正・職員給与に関する条例の一部改正

県内の民間給与実態に基づき勧告を行っている県人事委員会の勧告内容に沿って改正するものです。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

図書館嘱託員を設置するため報酬額を定めるものです。

国民健康保険税条例の一部改正

本年4月からの後期高齢者医療制度施行に伴い、従来の医療分と介護分の2方式の賦課に加え、後期高齢者支援金の課税額等を追加する改正です。

手数料条例の一部改正

後期高齢者医療制度の開始等に伴う規定の整備を行うとともに、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、平成20年度から3年間交付手数料を無料とするものです。

在宅介護支援センター条例の一部改正

地域包括支援センターの業務見直しに伴い、岩代在宅介護支援センターにおいて実施していた介護保険法に規定する指定居宅介護支援を民間の指定介護支援事業所に移行するものです。

介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正

平成17年度の税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する者について、平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成20年度も講じようとするものです。

国民健康保険条例の一部改正

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による特定健康診査及び特定保健指導を実施することに伴い、保健事業の内容を定めるものです。

スカイピアあだたら条例の一部改正

SL列車の運行を廃止すること、利用期間を4月1日から11月30日までとすること、

利用時間を1時間短縮すること、温泉保養館のバスポート券を廃止する内容です。

市営住宅管理条例及び特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正

市営住宅から暴力団員の入居を排除するとともに、入居に係る手続き等の統一を図るため、所要の改正を行うものです。

奨学資金給与条例の一部改正

県立高等学校授業料が改定されることに伴い、新年度入学生から奨学資金の月額を12,300円から12,600円に改めるものです。

19年度補正予算

年度末を控え、事務事業の執行結果や今後の見込みにより歳入歳出予算を調整・整理することが主な内容です。

一般会計

歳入を774,751千円増額、歳出を773,191千円増額し、差し引き額1,560千円は、留保財源として予備費を増額するものです。